

ソフトウェア使用許諾契約（みずほAdvancedバンク）

改定日：2022年4月11日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第6条（使用权の有効期間） 使用权の有効期間は、納品日に始まり、甲が使用の終了を乙に申し出て乙が承諾したとき、または第14条によって本契約が失効したとき、甲と乙との間のソフトウェアにかかるパソコンサービスが終了したときに終了します。	第6条（使用权の有効期間） 使用权の有効期間は、納品日に始まり、甲が使用の終了を乙に申し出て乙が承諾したとき、または第15条によって本契約が失効したとき、甲と乙との間のソフトウェアにかかるパソコンサービスが終了したときに終了します。
第8条（納品） 1 乙は、納品希望日にプログラムおよび関連資料を申込書記載の納品先（以下「設置場所」といいます）に納品します。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、納品希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。	第8条（納品） 1 乙は、 <u>利用開始希望日にソフトウェア</u> および関連資料を <u>ダウンロードするために必要な情報（ログインID、ログインパスワードおよび「みずほFBソフトダウンロード認証ページ」（以下「本サービス」といいます）のURL情報を含みますがこれらに限られません）</u> を申込書記載の <u>送付先住所</u> （以下「設置場所」といいます）に <u>送付</u> します。 <u>この場合には、甲においてソフトウェアおよび関連資料をダウンロードしたものと乙において判断した日をもって納品日とします。</u> ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、 <u>利用開始希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。</u>
条文なし	<u>2 前項の定めにかかわらず、乙は、前項に定めるソフトウェアおよび関連資料をダウンロードするために必要な情報の送付にかえて、利用開始希望日にソフトウェアおよび関連資料を設置場所に納品することができるものとします。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、利用開始希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。</u>
条文なし	<u>3 甲において第1項に定めるソフトウェアおよび関連資料のダウンロードをする場合には、甲は以下の利用条件にて本サービスを利用するものとします。</u> <u>（1）本サービスを利用するにあたり、本サービス利用画面において、本サービスの認証情報として、第1項の規定により乙から送付したログインID、ログインパスワード、申込書にて届け出された申込口座情報、連絡先メールアドレスおよび電話番号を入力いただきます。</u> <u>（2）本サービスの認証情報は、第6条に定める使用权の有効期間終了まで継続して利用するものとします。本サービスの認証情報は、第三者に知られたり盗難されないよう甲において厳重に管理するものとします。本サービスの認証情報が第三者に知られたり盗難された場合またはそのおそれがある場合には、甲は乙にただちに乙所定の方法にてその旨を届け出るものとします。</u> <u>（3）本サービスの利用開始後、ソフトウェアや関連資料に変更（ソフトウェアのバージョンアップを含みますがこれに限られません）が発生する場合は、本サービス利用画面にて入力された連絡先メールアドレスまたは電話番号宛に乙より通知するものとします。</u> <u>（4）本サービスを利用するにあたり、甲においてソフトウェアおよび関連資料をダウンロードしたものと乙において判断した場合、同一認証情報にて再度本サービスにアクセスできないものとします。なお、前号に定めるソフトウェアや関連資料に変更が発生する場合はこれに該当しないものとします。</u>
2 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用パソコンを変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。	<u>4</u> 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用パソコンを変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。
条文なし	<u>第9条（届出情報等の変更）</u> <u>1 甲は、申込書にて届け出された情報および本サービス利用画面にて入力された情報に変更が生じる場合には、ただちに乙所定の方法にて乙に届け出るものとします。</u> <u>2 前項による変更の届出がなかったために、乙からの通知または送付する書類等が延着または到着しなかった場合には、それらが通常到達すべき時に到着したものとみなします。</u>

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第9条（検収） 1 甲は、納品日から20日以内に、目的物の相違その他の瑕疵の検査を完了し、その結果を書面にて通知（以下「当該通知」といいます）しなければなりません。 （略） 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、瑕疵の修補または代替品の納品を行います。 （略）	<u>第10条</u>（検収） 1 甲は、納品日から20日以内に、目的物の相違その他の<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>の検査を完了し、その結果を書面にて通知（以下「当該通知」といいます）しなければなりません。 （略） 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>の修補または代替品の納品を行います。 （略）
第10条（契約料の支払） （略）	<u>第11条</u>（契約料の支払） （略）
第11条（瑕疵担保責任） 甲が、ソフトウェアについて検収日から6ヶ月以内に隠れた瑕疵を発見し、直ちにその修補を請求した場合、乙は、ソフトウェアおよび関連資料の全部または一部について、瑕疵の修補または代替品の納品を行います。 （略）	<u>第12条（契約不適合責任）</u> 甲が、ソフトウェアについて検収日から6ヶ月以内に<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>を発見し、直ちにその修補を請求した場合、乙は、ソフトウェアおよび関連資料の全部または一部について、<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合の修補</u>または代替品の納品を行います。 （略）
第12条（乙の損害賠償責任） （前略） 3 甲は、プログラムの瑕疵に起因する損害については、検収日から6ヶ月以内に限り、賠償を請求することができます。	<u>第13条</u>（乙の損害賠償責任） （前略） 3 甲は、ソフトウェアの<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>に起因する損害については、検収日から6ヶ月以内に限り、賠償を請求することができます。
第13条（乙の責任の範囲） （略）	<u>第14条</u>（乙の責任の範囲） （略）
第14条（解約等） （略）	<u>第15条</u>（解約等） （略）
第15条（甲の守秘義務） （略）	<u>第16条</u>（甲の守秘義務） （略）
第16条（権利の譲渡、義務の承継の禁止） （略）	<u>第17条</u>（権利の譲渡、義務の承継の禁止） （略）
第17条（情報の提供） （略）	<u>第18条</u>（情報の提供） （略）
第18条（契約内容の変更） （略）	<u>第19条</u>（契約内容の変更） （略）
第19条（合意管轄） （略）	<u>第20条</u>（合意管轄） （略）
第20条（反社会的勢力の排除） （略）	<u>第21条</u>（反社会的勢力の排除） （略）
第21条（協議） （略）	<u>第22条</u>（協議） （略）